

第7回総会 (令和3年4月15日～16日)

東北地方年金記録訂正審議会

資料 2

令和2年度年金記録 訂正請求の受付・処理 状況等について

- 令和2年度年金記録訂正請求の受付・処理状況
- 年金記録の訂正に関する事業状況
(第8回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料 抜粋)

令和2年度年金記録訂正請求 の受付・処理状況

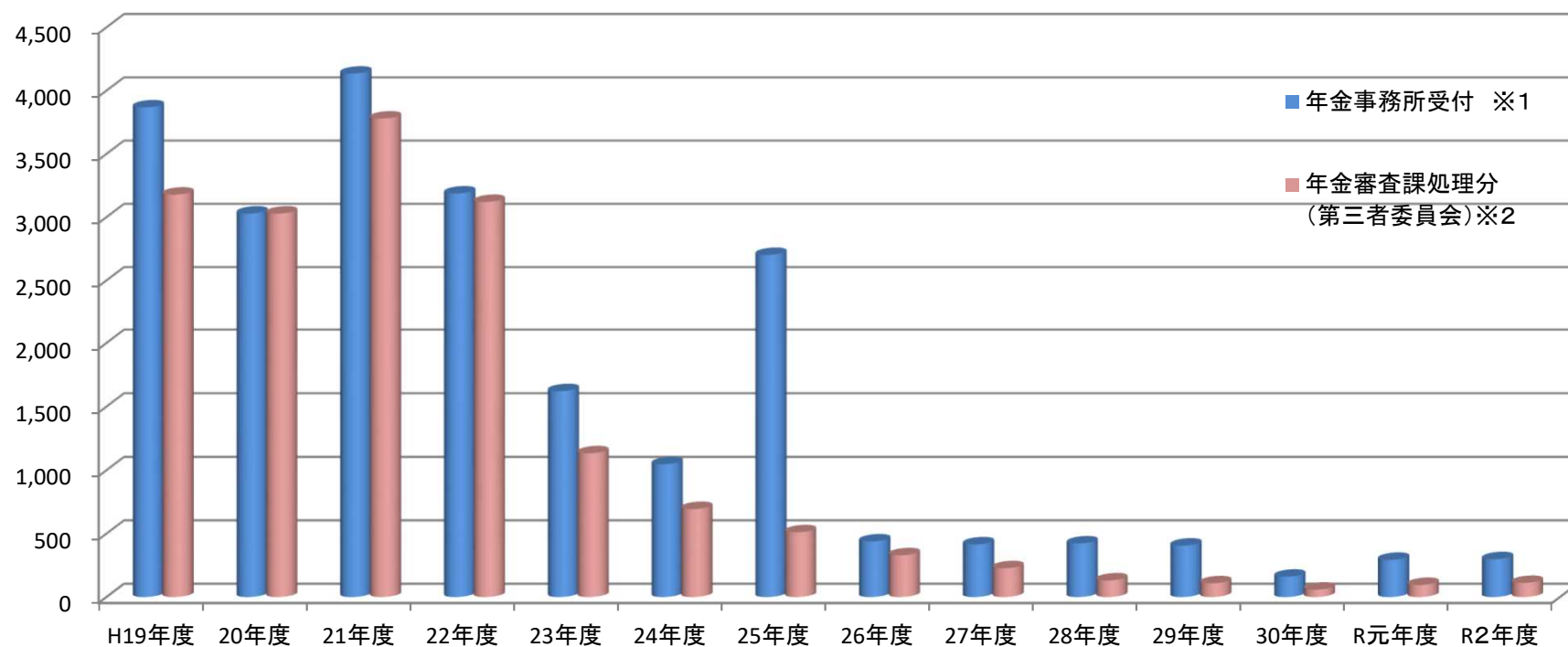
東北厚生局年金審査課

年金記録訂正請求の受付件数の推移

年度	H19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
年金事務所受付 ※1	3,867	3,028	4,134	3,187	1,621	1,047	2,701	438	415	422	405	160	293	282
年金審査課処理分 (第三者委員会)※2	3,178	3,028	3,779	3,120	1,133	694	510	329	227	131	108	58	95	95

※1：平成19年度から平成21年度までは社会保険事務所受付、平成22年度からは日本年金機構受付

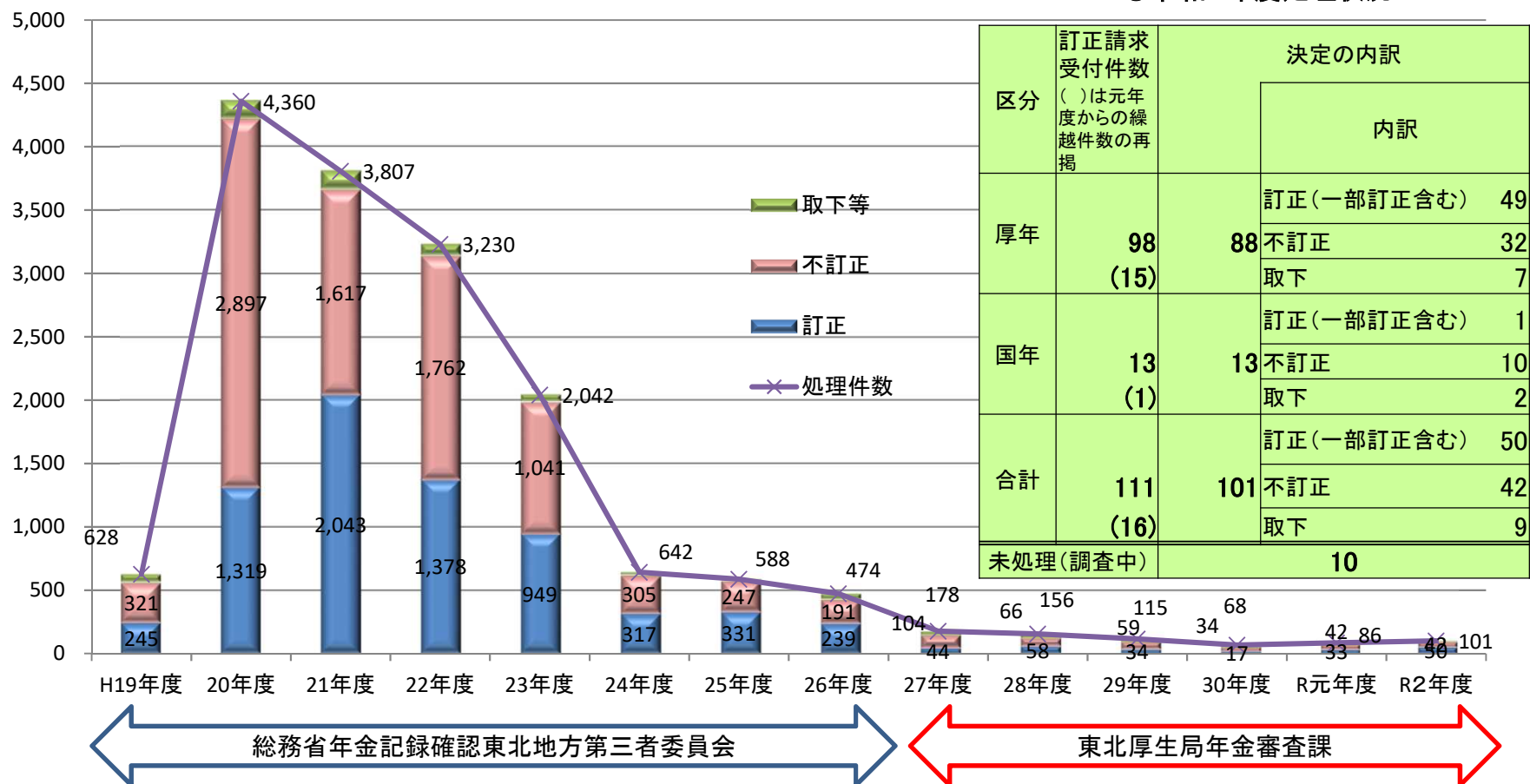
※2：平成19年度から平成26年度までは東北地方第三者委員会処理、平成27年度からは東北厚生局年金審査課処理



年金記録訂正請求処理件数の推移

年度	H19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
訂正	245	1,319	2,043	1,378	949	317	331	239	44	58	34	17	33	50
不訂正	321	2,897	1,617	1,762	1,041	305	247	191	104	66	59	34	42	42
取下等	62	144	147	90	52	20	10	44	30	32	22	17	11	9
処理件数	628	4,360	3,807	3,230	2,042	642	588	474	178	156	115	68	86	101

○令和2年度処理状況



①令和2年度年金記録訂正請求書進捗状況

(東北厚生局分)

旧事務センター名(各県の事務センターは、仙台広域に統合)	受 付 件 数			決 定 の 内 訳													(H) 決定件数 合 計 (C+F)	※1 (I) 取下合計	未処理合計 (A－H－I) (D+G)	
	R元年度からの繰越	R3年3月まで	(A) 累計	厚生年金・脱退 手当金 受付件数	(B)処理状況					(D) 未処理	国民年金 受付件数	(E)処理状況								(G) 未処理
					訂正	一部 訂正	不訂 正	却下	(C) 小計			訂正	一部 訂正	不訂 正	却下	(F) 小計				
青 森	1	4	5	4	0	1	1	0	2	2	1	0	0	1	0	1	0	3	0	2
岩 手	1	47	48	47	1	0	2	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	3	43	2
宮 城	7	91	98	92	21	4	15	0	40	2	6	0	0	5	0	5	0	45	51	2
秋 田	2	73	75	73	8	1	5	0	14	1	2	0	0	2	0	2	0	16	58	1
山 形	3	26	29	27	2	1	1	0	4	2	2	1	0	1	0	2	0	6	21	2
福 島	2	41	43	42	10	0	8	0	18	1	1	0	0	1	0	1	0	19	23	1
合 計	16	282	298	285	42	7	32	0	81	10	13	1	0	10	0	11	0	92	196	10

※1 取下196件のうち9件は東北厚生局年金審査課で取下処理、187件は年金事務所で取下(訂正)処理したもの

②令和2年度部会開催状況

	部会開催数
第1部会	19
第2部会	20
合計	39

③令和2年度部会毎処理状況

	厚生年金・脱退手当金	国民年金	処理件数
第1部会	34	6	40
第2部会	47	5	52
合計	81	11	92

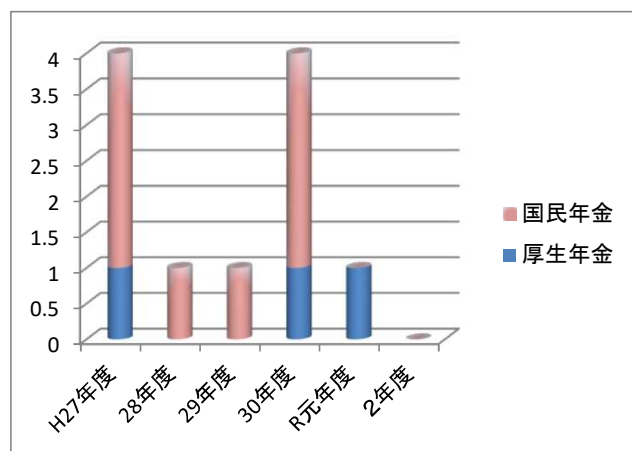
④令和2年度部会毎平均処理期間

	平均処理期間
第1部会	103.2日
第2部会	85.1日
平均処理期間	92.7日

東北厚生局における口頭意見陳述・審査請求・訴訟の状況

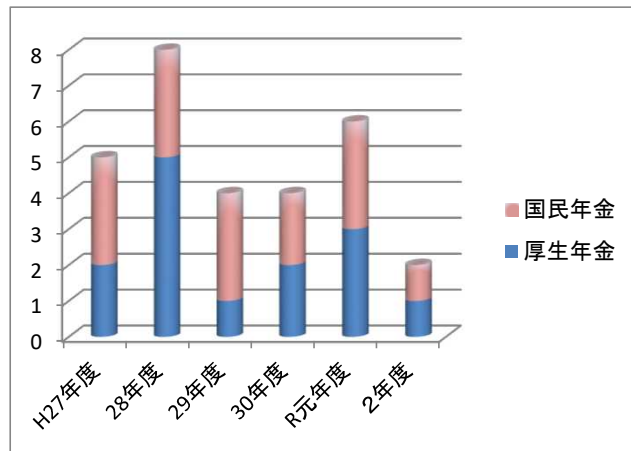
○口頭意見陳述実施状況

	H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度
厚生年金	1	0	0	1	1	0
国民年金	3	1	1	3	0	0
合 計	4	1	1	4	1	0



○審査請求 (審査請求受付年度)

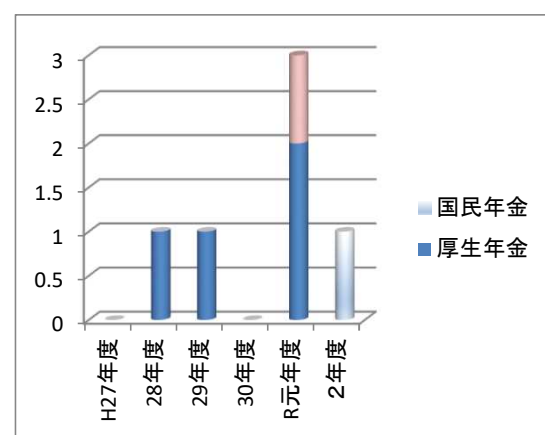
	H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度
厚生年金	2	5	1	2	3	1
国民年金	3	3	3	2	3	1
合 計	5	8	4	4	6	2



※28年度の厚年には脱退手当金1件を含む
 ※元年度は、上記のほか国年事案1件が審査請求期間経過により却下

○訴訟 (提訴年度)

	H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度
厚生年金	0	1	1	0	2	0
国民年金	0	0	0	0	1	1
合 計	0	1	1	0	3	1



※28年度提訴された厚年1件は、平成31年3月5日国側勝訴
 ※29年度提訴された厚年1件は、①原処分取消し、②審査請求裁決取消し、③未払いの年金給付を求める訴え
 ①及び②は、令和元年8月5日国側勝訴、③は、原告が棄却判決を不服として控訴したが控訴棄却、国側勝訴
 ※元年度は、同一原告が厚年と国年を提訴し共に国側勝訴、また、別の原告が厚年(脱手)を提訴したが、既に結審し4月13日に判決言渡し予定
 ※2年度は、国年1件が係争中

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

(件)

	令和3年2月				累計(平成27年3月～令和3年2月)			
	国民年金	厚生年金保険	脱退手当金	計	国民年金	厚生年金保険	脱退手当金	計
受付件数	16	868	2	886	2,775	28,382	244	31,401
処理件数	12	317	0	329	2,622	26,098	235	28,955
地方厚生(支)局で処理	7	56	0	63	2,274	7,580	211	10,065
訂正決定	0	52	0	52	300	4,862	15	5,177
不訂正決定	7	4	0	11	1,961	2,709	194	4,864
請求却下	0	0	0	0	13	9	2	24
日本年金機構で記録訂正	1	249	0	250	70	16,801	5	16,876
訂正請求の取下げ等	4	12	0	16	278	1,717	19	2,014

注) 1 速報値につき、変動することがあります。
2 受付件数は、年金事務所が訂正請求を受理した件数です。
3 累計の受付件数は、総務大臣あてに行った年金記録の確認申立てのうち、平成27年4月1日付で厚生労働大臣への訂正請求に切り替えた事案(759件)を含みます。このうち1件は、厚生年金保険と脱退手当金の請求期間がある事案のため、厚生年金保険と脱退手当金にそれぞれ1件を計上しています。
4 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

地方厚生(支)局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

■ 令和3年2月分

(件)

制度名	件数の区分	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局 (右記分室を除く)	関東信越厚生局 (千葉分室)	関東信越厚生局 (東京分室)	関東信越厚生局 (神奈川分室)	東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局	計
国民年金	受 付 件 数	0	0	1	5	3	0	1	4	0	1	1	16
	処 理 件 数	1	1	0	0	3	0	1	1	2	2	1	12
	地方厚生(支)局で処理	1	1	0	0	1	0	0	0	1	2	1	7
	訂 正 決 定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 訂 正 決 定	1	1	0	0	1	0	0	0	1	2	1	7
	請 求 却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	訂正請求の取下げ等	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	4
厚生年金保険	受 付 件 数	2	36	40	2	75	5	19	251	418	1	19	868
	処 理 件 数	34	49	16	0	24	6	98	34	27	4	25	317
	地方厚生(支)局で処理	3	5	1	0	3	0	0	27	2	0	15	56
	訂 正 決 定	3	5	1	0	2	0	0	27	2	0	12	52
	不 訂 正 決 定	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	4
	請 求 却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	28	44	14	0	18	5	97	6	25	3	9	249
	訂正請求の取下げ等	3	0	1	0	3	1	1	1	0	1	1	12
脱退手当金	受 付 件 数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	処 理 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方厚生(支)局で処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訂 正 決 定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 訂 正 決 定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	請 求 却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訂正請求の取下げ等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	受 付 件 数	2	36	42	7	78	5	20	255	418	2	21	886
	処 理 件 数	35	50	16	0	27	6	99	35	29	6	26	329
	地方厚生(支)局で処理	4	6	1	0	4	0	0	27	3	2	16	63
	訂 正 決 定	3	5	1	0	2	0	0	27	2	0	12	52
	不 訂 正 決 定	1	1	0	0	2	0	0	0	1	2	4	11
	請 求 却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本年金機構で記録訂正	28	44	14	0	18	5	98	6	25	3	9	250
	訂正請求の取下げ等	3	0	1	0	5	1	1	2	1	1	1	16

注) 1 速報値につき、変動することがあります。

2 受付件数は、当該地方厚生(支)局の管内の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。

3 処理件数は、平成27年3月～令和3年2月に受け付けた訂正請求のうち、令和3年2月中に①地方厚生(支)局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数、③訂正請求が取下げ等となった件数です。

4 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

地方厚生(支)局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況

■ 累計(平成27年3月～令和3年2月)

(件)

制度名	件数の区分	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局 (右記分室を除く)	関東信越厚生局 (千葉分室)	関東信越厚生局 (東京分室)	関東信越厚生局 (神奈川分室)	東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局	計
国民年金	受 付 件 数	109	166	367	191	530	220	299	474	113	47	259	2,775
	処 理 件 数	107	166	349	180	494	213	280	442	109	44	238	2,622
	地方厚生(支)局で処理	91	152	312	160	435	197	251	333	95	36	212	2,274
	訂 正 決 定	17	25	48	23	60	30	44	28	8	2	15	300
	不 訂 正 決 定	69	127	264	135	374	166	204	304	87	34	197	1,961
	請 求 却 下	5	0	0	2	1	1	3	1	0	0	0	13
	日本年金機構で記録訂正	5	1	10	4	8	3	13	18	2	0	6	70
	訂正請求の取下げ等	11	13	27	16	51	13	16	91	12	8	20	278
厚生年金保険	受 付 件 数	1,147	1,784	3,966	1,082	6,734	1,744	2,968	4,595	1,603	365	2,394	28,382
	処 理 件 数	1,130	1,727	3,855	1,049	5,846	1,659	2,844	4,212	1,176	362	2,238	26,098
	地方厚生(支)局で処理	315	406	1,091	425	1,312	661	1,036	1,330	394	132	478	7,580
	訂 正 決 定	163	206	731	269	892	394	699	968	245	47	248	4,862
	不 訂 正 決 定	150	200	359	155	420	265	336	361	149	85	229	2,709
	請 求 却 下	2	0	1	1	0	2	1	1	0	0	1	9
	日本年金機構で記録訂正	763	1,219	2,478	520	4,260	872	1,625	2,586	693	186	1,599	16,801
	訂正請求の取下げ等	52	102	286	104	274	126	183	296	89	44	161	1,717
脱退手当金	受 付 件 数	8	13	25	14	38	25	35	40	11	5	30	244
	処 理 件 数	8	13	23	14	37	24	32	39	11	5	29	235
	地方厚生(支)局で処理	8	11	19	13	33	22	31	38	8	3	25	211
	訂 正 決 定	1	0	4	1	1	2	1	3	1	0	1	15
	不 訂 正 決 定	7	11	15	12	32	19	30	34	7	3	24	194
	請 求 却 下	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	日本年金機構で記録訂正	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	5
	訂正請求の取下げ等	0	1	4	0	4	2	1	1	2	2	2	19
計	受 付 件 数	1,264	1,963	4,358	1,287	7,302	1,989	3,302	5,109	1,727	417	2,683	31,401
	処 理 件 数	1,245	1,906	4,227	1,243	6,377	1,896	3,156	4,693	1,296	411	2,505	28,955
	地方厚生(支)局で処理	414	569	1,422	598	1,780	880	1,318	1,701	497	171	715	10,065
	訂 正 決 定	181	231	783	293	953	426	744	999	254	49	264	5,177
	不 訂 正 決 定	226	338	638	302	826	450	570	699	243	122	450	4,864
	請 求 却 下	7	0	1	3	1	4	4	3	0	0	1	24
	日本年金機構で記録訂正	768	1,221	2,488	525	4,268	875	1,638	2,604	696	186	1,607	16,876
	訂正請求の取下げ等	63	116	317	120	329	141	200	388	103	54	183	2,014

注) 1 速報値につき、変動することがあります。

2 受付件数は、当該地方厚生(支)局の管内の年金事務所が訂正請求を受理した件数であり、総務大臣あてに行った年金記録の確認申立てのうち、平成27年4月1日付で厚生労働大臣への訂正請求に切り替えた事案(759件)を含みます。このうち1件は、厚生年金保険と脱退手当金の請求期間がある事案のため、厚生年金保険と脱退手当金にそれぞれ1件を計上しています。

3 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

年金記録の訂正に関する事業状況

（第8回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料 抜粋）

第8回年金記録訂正分科会の報告

- 「第8回 社会保障審議会年金記録訂正分科会」については、当初、例年どおり参集形式により開催することとしていましたが、新型コロナウイルスの急速な感染拡大の状況を踏まえ、分科会会長にもご相談させていただき、参集形式による開催を中止して個別に各委員にご説明させていただく方法(持ち回り開催)として実施しました。
- 今回の議題である「年金記録の訂正に関する事業状況(令和元年度事業状況及び令和2年度上期概況)」について、先月18日までに全ての委員へ事業状況の報告を行っており、訂正分科会の資料及び委員に報告した際の議事要旨は、厚労省HPに掲載しています。

令和3年1月
年金局年金記録審査室

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 令和元年度の受付状況

- 令和元年度の訂正請求の受付件数は4,565件であり、前年度同期(平成30年4月から平成31年3月まで)に比べて、1,140件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金4,216件(前年度同期比1,155件増)、国民年金320件(同16件減)、脱退手当金29件(同1件増)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が全体の約9割を占めている。

② 令和2年度上期の受付状況

- 令和2年度上期(令和2年4月から同年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は2,247件であり、前年度同期に比べて、207件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金2,086件(前年度同期比233件増)、国民年金150件(同19件減)、脱退手当金11件(同7件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

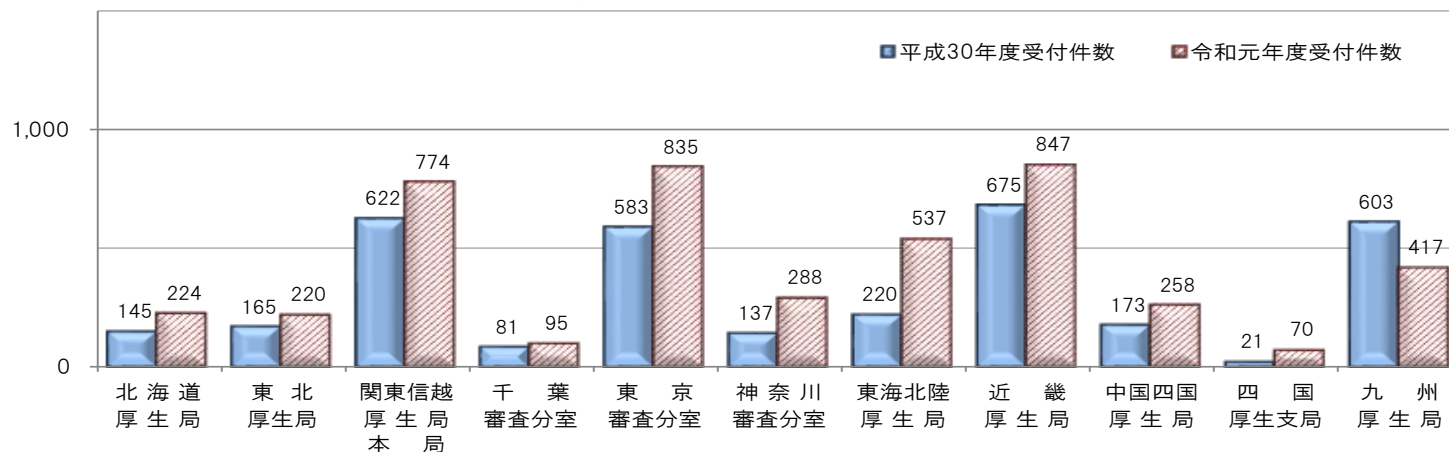
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度上期 (速報値)	(件)
厚生年金	7,368	(86.5 %)	4,818	(91.0 %)	4,206	(91.0 %)	3,061	(89.4 %)	4,216	(92.4 %)	2,086	(92.8 %)
（個別請求）	3,902	(45.8 %)	2,214	(41.8 %)	1,620	(35.1 %)	931	(27.2 %)	1,678	(36.8 %)	620	(27.6 %)
（一括請求）	3,466	(40.7 %)	2,604	(49.2 %)	2,586	(56.0 %)	2,130	(62.2 %)	2,538	(55.6 %)	1,466	(65.2 %)
国民年金	1,060	(12.4 %)	435	(8.2 %)	373	(8.1 %)	336	(9.8 %)	320	(7.0 %)	150	(6.7 %)
脱退手当金	88	(1.0 %)	39	(0.7 %)	42	(0.9 %)	28	(0.8 %)	29	(0.6 %)	11	(0.5 %)
合 計	8,516	(100.0 %)	5,292	(100.0 %)	4,621	(100.0 %)	3,425	(100.0 %)	4,565	(100.0 %)	2,247	(100.0 %)

- ・厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

(3) 地方厚生(支)局別の受付件数



I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	平成 29 年度						平成 30 年度						令和元年度						令和2年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合 計
	個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計			
厚生局処理事案	1,307	171	1,478	350	31	1,859	716	64	780	310	29	1,119	766	84	850	249	24	1,123	384	45	429	119	11	559
訂 正 決 定	902	148	1,050	44	3	1,097	390	62	452	43	2	497	490	83	573	21	2	596	252	45	297	12	0	309
(全期間訂正)	772	142	914	41	3	958	309	62	371	30	2	403	408	82	490	10	2	502	220	45	265	10	0	275
(一部期間訂正)	130	6	136	3	0	139	81	0	81	13	0	94	82	1	83	11	0	94	32	0	32	2	0	34
不 訂 正 決 定	405	23	428	303	28	759	323	2	325	266	27	618	276	1	277	225	22	524	131	0	131	107	9	247
請 求 却 下	0	0	0	3	0	3	3	0	3	1	0	4	0	0	0	3	0	3	1	0	1	0	2	3
機構処理事案	379	2,495	2,874	8	1	2,883	217	1,919	2,136	8	0	2,144	407	2,271	2,678	8	0	2,686	215	1,177	1,392	1	0	1,393
処 理 事 案 合 計	1,686	2,666	4,352	358	32	4,742	933	1,983	2,916	318	29	3,263	1,173	2,355	3,528	257	24	3,809	599	1,222	1,821	120	11	1,952

訂正請求の取下げ等	182	37	219	36	2	257	115	104	219	41	2	262	145	52	197	29	2	228	91	58	149	14	1	164
-----------	-----	----	-----	----	---	-----	-----	-----	-----	----	---	-----	-----	----	-----	----	---	-----	----	----	-----	----	---	-----

[参考]											
機構処理事案 (一部期間訂正)	93	15	108	32	13	45	45	19	64		

- 厚生局処理事案
 - 訂正決定(全期間訂正)
 - 訂正決定(一部期間訂正)
 - 不訂正決定
 - 機構処理事案
 - 機構処理事案(一部期間訂正)
- 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案

全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること

一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること

全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること

訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)

一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

○ 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総 務 大 臣 あ て の 確 認 申 立 て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累 計
受 付 件 数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処 理 件 数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ()内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

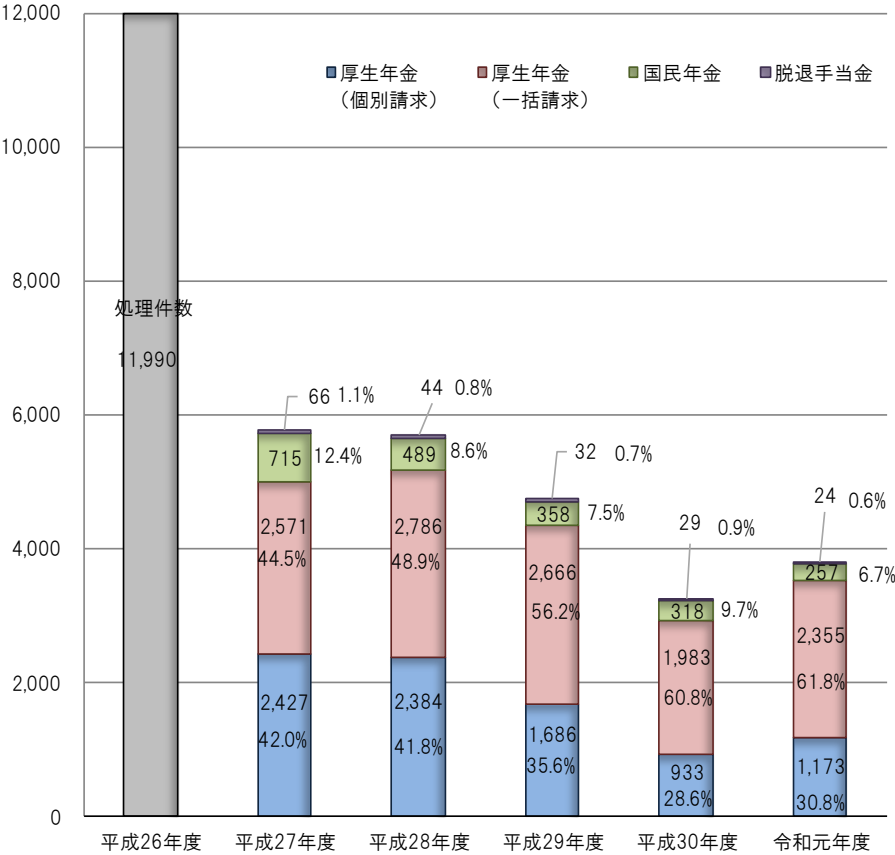
4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立ての取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

I 訂正請求の受付・処理状況

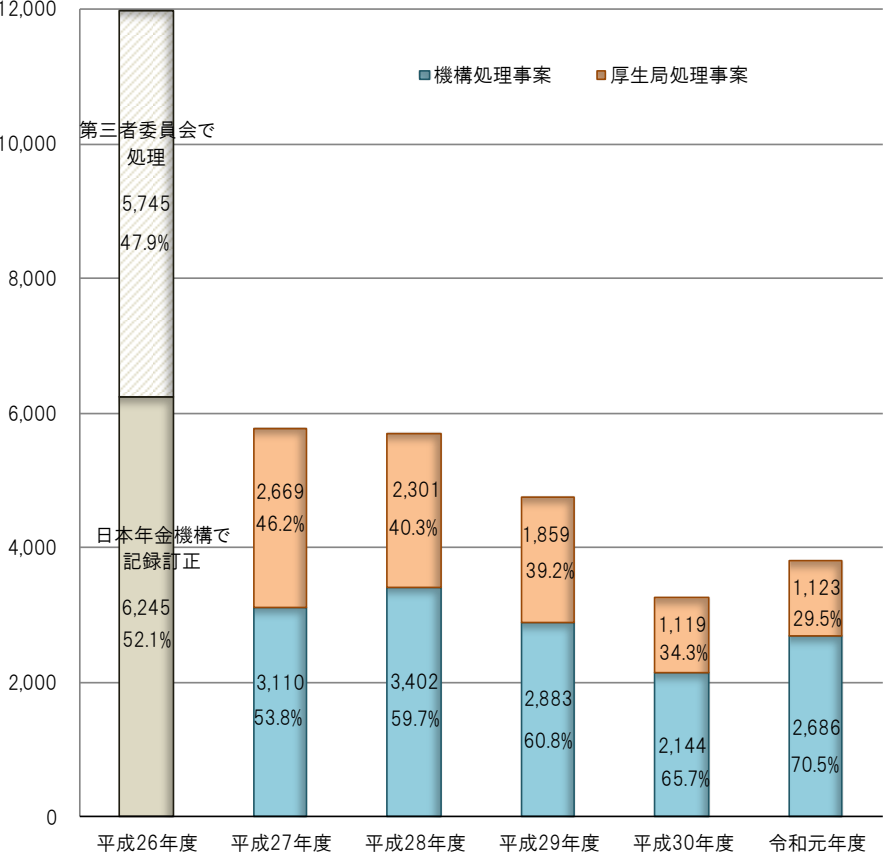
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

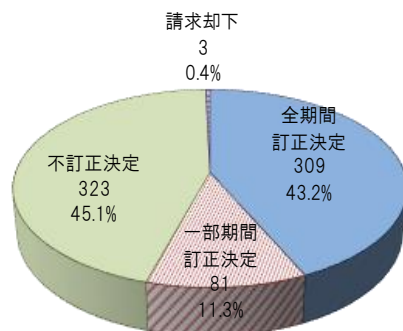
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

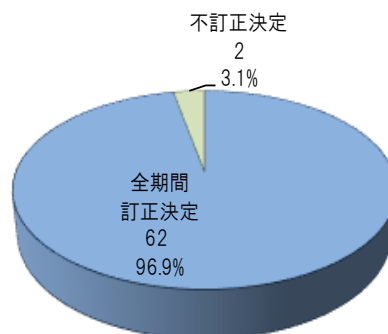
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成30年度〉

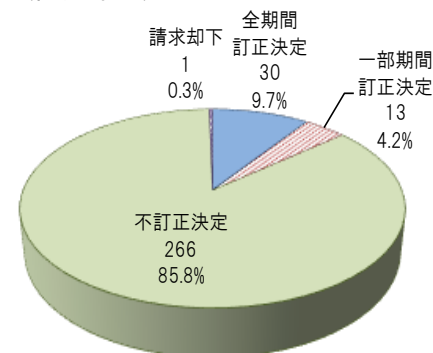
〔厚生年金(個別請求)〕



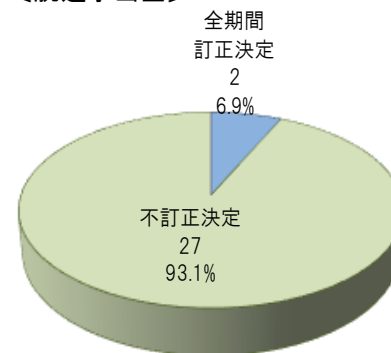
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

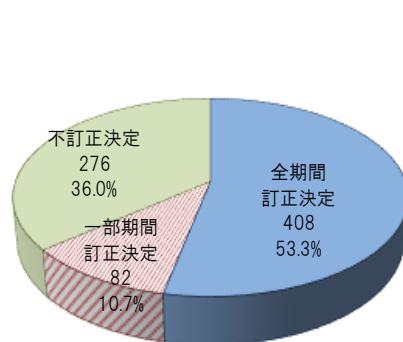


〔脱退手当金〕

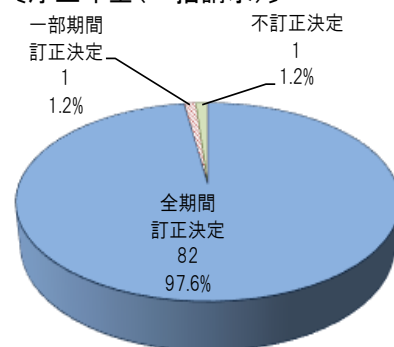


〈令和元年度〉

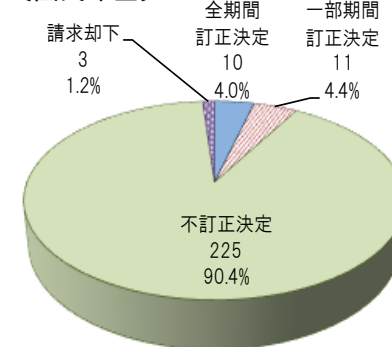
〔厚生年金(個別請求)〕



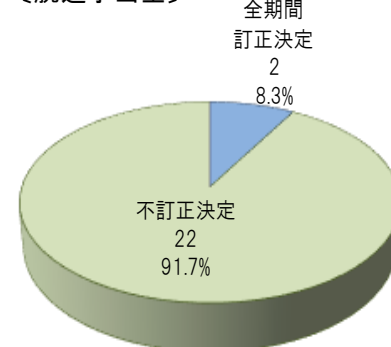
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕

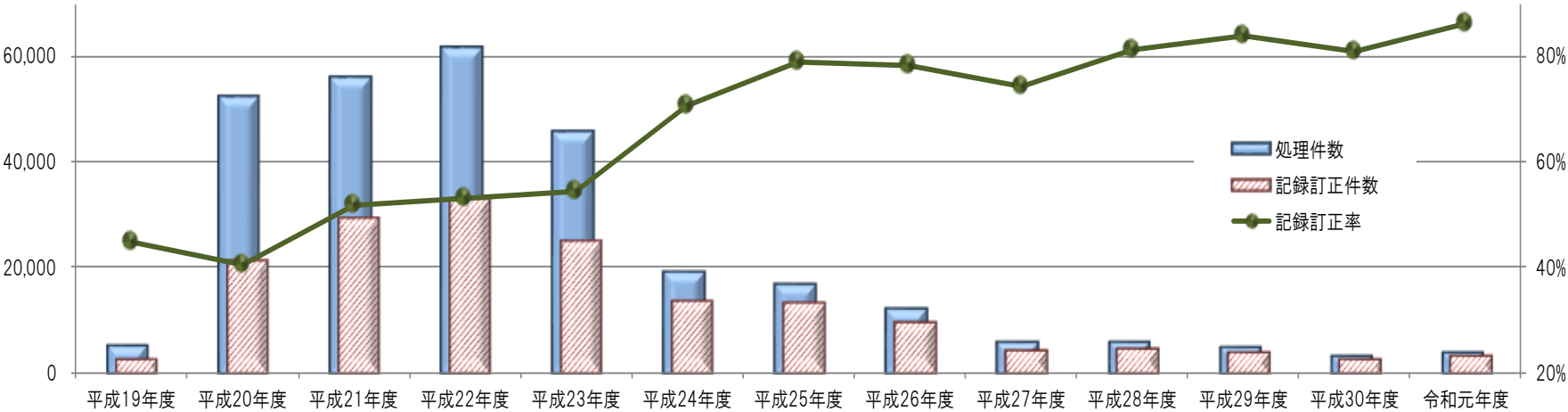


I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(2) 訂正手続における記録訂正の推移

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
処 理 件 数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%



注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

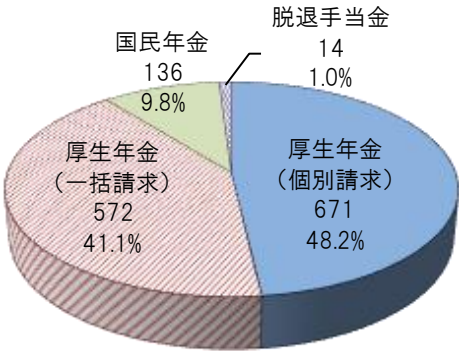
I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理中事案の状況

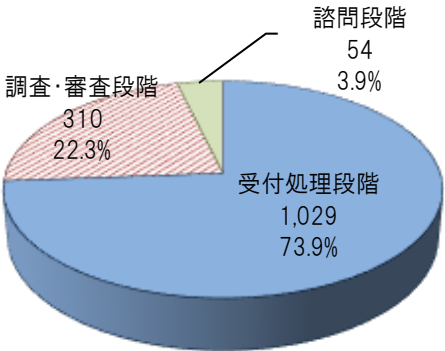
○ 処理中事案件数(令和元年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 平成30年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	10,343	13,326	23,669	2,524	226	26,419	21,854
② 処理件数	8,594	12,354	20,948	2,137	195	23,280	19,473
③ 請求取下げ等の累計	1,078	400	1,478	251	17	1,746	1,518
処理中事案件数 (①－(②＋③))	671	572	1,243	136	14	1,393	863
日本年金機構の受付処理段階	411	553	964	58	7	1,029	638
地方厚生(支)局の調査・審査段階	221	19	240	65	5	310	201
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	39	0	39	13	2	54	19
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0	5

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



I 訂正請求の受付・処理状況

5 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 平成30年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	155.1 日	138.6 日	153.5 日	150.8 日	184.0 日	153.6 日	143 日	158.1 日
ア 機構受付処理期間	68.3 日	65.8 日	68.1 日	61.1 日	102.0 日	67.2 日	40 日	66.6 日
イ 厚生局処理期間	86.8 日	72.8 日	85.4 日	89.8 日	82.0 日	86.3 日	103 日	91.5 日
② 機構訂正処理期間	26.8 日	26.6 日	26.8 日	22.1 日	15.0 日	26.6 日	25 日	31.4 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和元年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)
2 「② 機構訂正処理期間」は、令和元年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 平成30年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	61.5 日	74.7 日	72.5 日	74.3 日	-	72.5 日	74.8 日

注 処理期間は、令和元年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

・ 各処理期間の定義

《厚生局処理事案》



- ① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)
- ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間
- イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間
- ② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

- ③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

事 案 類 型	平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		事 案 類 型 の 内 容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	1,649	(100.0%)	1,941	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	849	(51.5%)	1,220	(62.9%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	550	(33.4%)	509	(26.2%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	248	(15.0%)	197	(10.1%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	2	(0.1%)	15	(0.8%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	513	(100.0%)	416	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	455	(88.7%)	387	(93.0%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	53	(10.3%)	24	(5.8%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	5	(1.0%)	5	(1.2%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	29	(100.0%)	24	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	27	(93.1%)	22	(91.7%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	2	(6.9%)	2	(8.3%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	2,191		2,381		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

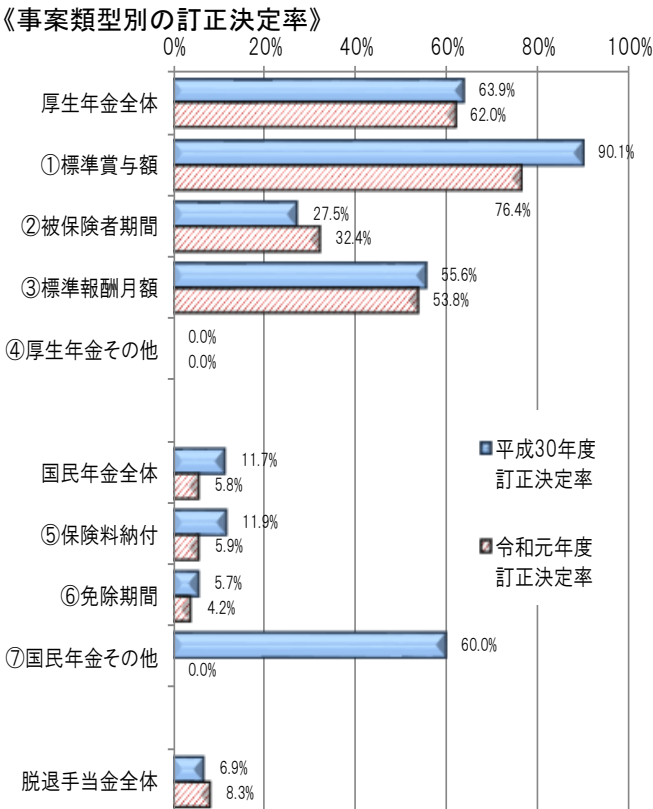
3 処分別の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

ア 請求件数

事 案 類 型	平 成 30 年 度					令 和 元 年 度				
	請求件数	訂 正 決 定			不訂正決定	請求件数	訂 正 決 定			不訂正決定
		全 期 間	一 部 期 間	計			全 期 間	一 部 期 間	計	
厚生年金	1,649	986	68	1,054	595	1,941	1,152	51	1,203	738
① 標準賞与額に係る訂正請求	849	765	0	765	84	1,220	932	0	932	288
② 被保険者期間に係る訂正請求	550	130	21	151	399	509	147	18	165	344
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	248	91	47	138	110	197	73	33	106	91
④ その他の訂正請求	2	0	0	0	2	15	0	0	0	15
国民年金	513	52	8	60	453	416	15	9	24	392
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	455	47	7	54	401	387	14	9	23	364
⑥ 免除期間に係る訂正請求	53	3	0	3	50	24	1	0	1	23
⑦ その他の訂正請求	5	2	1	3	2	5	0	0	0	5
脱退手当金	29	2	0	2	27	24	2	0	2	22
⑧ 支給期間の全期間訂正	27	2	0	2	25	22	2	0	2	20
⑨ 支給期間の一部期間訂正	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2
合 計	2,191	1,040	76	1,116	1,075	2,381	1,169	60	1,229	1,152

(件)



注1 厚生局処理事案の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

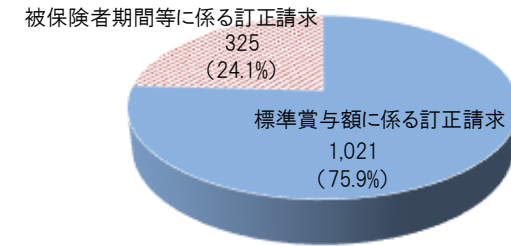
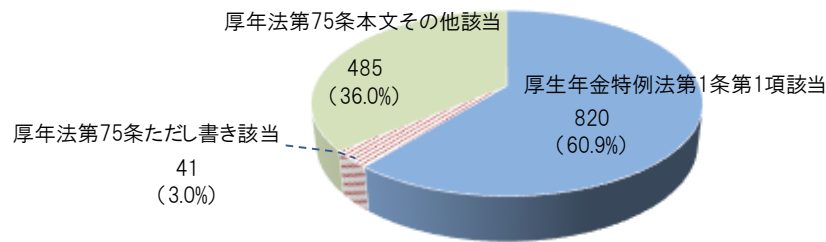
(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	142	45	187	633	0	633	775	45	820
厚年法第75条ただし書き該当	30	11	41	0	0	0	30	11	41
厚年法第75条本文その他該当	52	45	97	388	0	388	440	45	485
合 計	224	101	325	1,021	0	1,021	1,245	101	1,346

注1 厚生年金事案に係る令和元年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



・ 厚生年金の適用法の内容

- ① 厚生年金特例法第1条第1項該当
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
- ② 厚年法第75条ただし書き該当
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
- ③ 厚年法第75条本文その他該当
①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和元年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部 会 数)	(1)	(2)	(6)	(2)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)	(4)	(36)
部会開催回数	21	31	97	23	107	43	53	80	26	10	40	531
審議件数	64	78	153	42	160	83	144	258	76	14	76	1,148
厚生年金	51	67	115	29	97	62	104	223	67	12	37	864
国民年金	12	10	36	12	57	16	37	33	9	2	37	261
脱退手当金	1	1	2	1	6	5	3	2	0	0	2	23

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(令和元年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	5	1	5	0	0	1	1	1	0	0	2	16
厚生年金	4	1	3	0	0	1	0	1	0	0	0	10
国民年金	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	2	6
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)																								
	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度上期 (令和2年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77	12	10	1	23
裁 決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141	15	8	1	24
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134	12	8	1	21
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6	3	0	0	3
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4	0	0	0	0

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

事 案 類 型	平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		事 案 類 型 の 内 容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	73	(100.0%)	136	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	2	(2.7%)	13	(9.6%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	48	(65.8%)	64	(47.1%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	14	(19.2%)	48	(35.3%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	9	(12.3%)	11	(8.1%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	57	(100.0%)	52	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	51	(89.5%)	40	(76.9%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	6	(10.5%)	7	(13.5%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	0	(0.0%)	5	(9.6%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	5	(100.0%)	7	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	5	(100.0%)	7	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	135		195		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (② + (③ + ④)) 注1)	39	12	6	57
② 平成30年度までの提訴	25	7	4	36
③ 令和元年度における提訴	8	3	2	13
④ 令和2年度上期における提訴	6	2	0	8
事案類型	・被保険者期間 34件 ・標準報酬月額 13件 ※重複事案あり	・納付記録 12件	・全期間 5件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分の取消	25 ※	8	4 ※	37
原処分及び裁決の取消	8	4	2	14
裁決の取消	2	0	0	2
その他	4	0	0	4

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、平成30年度までに提訴された訴訟事件と平成31年4月1日から令和2年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 厚生年金 1 件及び脱退手当金 2 件は、年金の給付等についても請求している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	26	8	5	39
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	20	8	5	33
審査請求なし	13	4	1	18

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

(3) 判決・係争の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数 注2)	20	6	3	29
⑥ 取下げ件数 注3)	4	0	1	5
令和2年度上期末時点において係争中 (① - (⑤ + ⑥)) 注4)	15	6	2	23

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和2年度上期末時点において係争中」は、令和2年度上期末(令和2年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。